

商品概要説明書

「思いやり」定期貯金〈単利型〉〈複利型〉（令和6年5月1日現在）

1. 商品名 (愛称)	・スーパー定期貯金〈単利型〉〈複利型〉 愛称：相続定期（思いやり）
2. 販売対象	・相続手続完了後1年以内に相続により取得した資金をお預入れいただける個人の方
3. 販売期間	・令和6年5月1日～令和7年1月30日
4. 期間	・1年〈単利型〉 ・3年〈複利型〉 ・自動継続取扱いに限ります。
5. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・100万円以上（預入金額1,000万円以上であっても大口定期貯金とはなりません。） ・1円単位
6. 払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
7. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報 入手方法	・預入時の約定利率を満期日まで適用します。自動継続時には、原則として「スーパー定期貯金」の継続日における店頭表示金利を当該満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・元利継続の場合の利息は継続される貯金の元金に組入れられます。 〈単利型〉 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算 〈複利型〉 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算（6ヶ月複利計算） ・20.315%（国税15.315%、地方税5%）の分離課税（令和19年12月31日まで、復興特別所得税の適用により国税は15.315%となります。） ・窓口でお問合せください。
8. 手数料	—
9. 付加できる特約 事項	・個人のはマル優（障害者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができません。
10. 中途解約時の 取扱い	・満期日前にご解約される場合は、JA所定の中途解約利率により計算した利息とともに払戻し致します。
11. 貯金（預金） 保険制度 (公的制度)	・保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
12. 苦情処理措置 および紛争解 決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店（所）または金融部（電話：0858-23-3047）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融部またはJAバンク相談所にお申し出ください。 岡山弁護士会岡山仲裁センター（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。）
14. その他参考 となる事項	・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。 ・金融機関での相続手続完了時期が確認できる書類。お預入れされる方が相続人であることを確認できる書類。相続により取得した資金であることを確認できる書類。 （例）金融機関に提出した相続依頼書の写し。遺言書、遺産分割協議書の写し。被相続人名義の解約済通帳と計算書の写し。戸籍謄本の写し。

詳しくは窓口までお問い合わせください。

J A鳥取中央